

仕様書

1. 業務の名称 堺市立総合医療センターで使用するガスの調達
2. 業務の概要 本仕様書は、地方独立行政法人 堺市立病院機構が運営する堺市立総合医療センターで使用する都市ガスの調達に係る仕様書である。
3. 用語の定義
 - ① 需要施設（以下「甲」という。）
当該業務における都市ガスを供給する建物をいう。
 - ② 供給者（以下「乙」という。）
当該契約における需要施設へ都市ガスの供給を行う者をいい、法人と都市ガス供給契約を締結するガス小売事業者をいう。
 - ③ 託送者（以下「丙」という。）
供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための、供給者と需要施設の間
のガス導管を維持し、供給者から導管により都市ガスを受け入れると同時に、需要施設
に対して導管により都市ガスの供給を行う一般ガス導管事業者をいう。
4. 需要施設 堺市立総合医療センター 大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号
5. 契約期間 令和7年6月分の定例検針日の翌日 から
令和10年6月分の定例検針日 まで（3年間）
6. 供給都市ガスの仕様
 - ① ガスの種類 都市ガス 13A
 - ② 供給圧力 中圧※
※低圧ガスは院内の整圧器にて減圧し、院内の一部に供給する。
 - ③ 使用量等
 - (ア) 契約最大使用量 284 m³/時間
(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)
 - (イ) 契約年間使用量 900,000 m³
(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別ガス使用量の合計量をいう。)
 - (ウ) 月間予定使用量（使用月）

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
---	----	----	----	----	-----	-----

使用量	87,000	107,000	118,000	100,000	47,000	36,000
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
使用量	90,000	82,000	86,000	56,000	38,000	53,000

ただし契約期間中に使用するガス流量はこの値を上回り、または下回ることができるものとする。

(エ) 予定年間引取量 630,000 m³

(予定年間引取量とは、甲が1年間において引き取らなければならないガス使用量をいう。)

(イ) で設定した数値の70%とする。

7. 計量および検針日

① 計量

各月のガスの使用に係る計量は乙が設置した計量器等により検針および算定した数量とする。

② 検針日

各月の検針日は乙が定める託送供給約款およびその他の供給条件等に規定する定例検針日とする。

上記の作業を丙の業務区分とする場合、乙は丙と情報共有等の連携を行うこと。

8. ガス料金の決定

ガス料金は以下の原則に従って決定する。

- ① ガス料金は原則として原料費料金、託送供給料金及び諸経費料金により構成するものとする。
- ② 原料費料金は、各社が設定した原料費料金算定式により算出するものとする。また、入札時の原料費料金は、その算定式に基づき、令和6年4月から令和7年3月の平均原料価格（適用価格）を用いて算出するものとする。
- ③ 託送供給料金は、丙の入札日当日適用の小売託送供給約款における標準託送供給料金および低圧託送供給加算料金表を適用する。なお、託送供給料金は標準託送供給料金に変動があった場合には、協議の上で単価を変更できるものとする。
- ④ 諸経費料金は、各社毎に設定できるものとする。

9. ガス料金単価調整

- ① 原料価格の変動があり原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、乙が定める供給条件に基づき改定できるものとする。
- ② 単価調整を行う場合は、入札時と請求時の原料費料金の算出資料を提出するものとする。

10. 契約最大使用量超過および予定年間引取量未達

契約最大使用量を超過した場合および予定年間引取量に満たない場合は、乙の供給条件に基づき、精算額を請求することができる。

11. ガス使用量の測定法

- ① 丙が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。
- ② 料金算定期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。
- ③ 検針場所は以下に示す敷地内4か所のガスメーターとする。

種類	種別	ガス供給地点特定番号
ボイラ、吸収式	中圧	00212100089760007
コジェネ	中圧	00212200089759502
厨房	低圧	00212000089804005
院内低圧	低圧	00212700089804901

12. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。ただし、メーターは丙の所有とする。

13. 保安および緊急時の対応

- ① 乙はガス事業法の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。
- ② 乙は保安体制を整備し、緊急時には丙と連携して迅速かつ適切に対応すること。

14. 保安

乙はガスの安定供給をはからねばならない。ただし以下の場合、ガスの供給を中止またはガスの使用を制限もしくは中止の申し出ができる。

- ① ガスの需給逼迫等やむを得ない場合
- ② 丙のガス供給設備に故障が生じ、または生じるおそれがある場合
- ③ 丙のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ④ 天災地変等の場合
- ⑤ その他保安上必要がある場合

15. その他

- ① 乙は当該業務の遂行について関連する各種法令・条件・規制を遵守し、事故を未然に防ぐよう心掛けること。
- ② 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てるものとする。
- ③ 本仕様書に定めなき事項は、乙が定める約款や供給条件等の規定によるものとするが、それらに規定されていない事項については、協議により決定するものとする。